

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

柏原市

2 構造改革特別区域の名称

元気でにこにこ柏原給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

柏原市の全域

4 構造改革特別区域の特性

柏原市(かしわらし) (以下「本市」という。) は、大阪平野の南東部、大阪府と奈良県との県境に位置し、大阪の都心までわずか 20km ほどの距離にありながら、市域の 3 分の 2 を山が占め緑豊かで、市の中央部を大和川が流れており多彩な自然環境にある。また、ぶどうの産地で秋にはぶどう狩りが楽しめ、柏原ワインも醸造されている。

面積は 25.39 k m²、人口は約 68,338 人、世帯数 31,760 世帯(令和 2 年 10 月 31 日現在)のまちである。気候は、瀬戸内式気候に属しており、温暖で比較的少ない降水量となっている。

交通面では、J R 大和路線(関西本線)と近鉄大阪線が南北に縦断して走っており、大阪都心部まで約 20 分という立地条件である。また、国道 25 号、国道 165 号、西名阪自動車道などが縦横に通っていて、自動車によるアクセスも便利である。

昭和 17 年に玉手山高等学校(現関西福祉科学大学高等学校)が開校し、これを母体とし昭和 40 年に玉手山女子短期大学(現関西女子短大学)開校、平成 9 年に関西福祉科学大学が開校するとともに、平成 4 年には大阪教育大学柏原キャンパスが開校する。また、本市内には、原始から古代、近世にわたり多くの遺跡や文化財があり、歴史的に貴重な地域と知られ、教育文化都市へと発展している。

このような状況の中、本市においても子どもを取り巻く社会環境は大きく変化しており、核家族化の進行や共働き世帯の増加や多様化する働き方などにより、家庭での子育ての不安、負担及び孤独感の高まり、保育所持機児童の発生、公立幼稚園園児数の減少、また、幼稚園や保育所の老朽化などによる施設環境の悪化など、その「育ち」に関わる多くの課題が顕在化している。

これらの課題を解決するため、本市では、「公立施設の民営化等による幼保一元化ガイドライン(平成 26 年 8 月策定)」による取組を進め、平成 28 年 4 月に公立保育所を民営化(現：法善寺保育園)し、令和 3 年 4 月には、「公立幼稚園及び公立保育所の再編整備に関する基本計画(平成 28 年 7 月策定)」及び地区の状況に応じた具体計画等に基づい

て、公立幼稚園と公立保育所との統合による幼保連携型認定こども園の開設を予定している（令和2年10月31日現在、公立幼稚園5か所、公立保育所5か所であるものを、令和3年4月に公立幼保連携型認定こども園4か所、公立幼稚園2か所（うち1か所は令和4年に幼保連携型認定こども園に統合予定）、公立保育所1か所とするもの。）。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市の公立保育所では、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」を活用して外部搬入給食を実施しているが、幼保連携型認定こども園へ移行する公立幼保連携型認定こども園3か所については、既存の保育所園舎を活用するものであるため、引き続き「公立幼保連携型認定こども園の給食の外部搬入方式の容認事業」を活用し、人件費や食材料費の節減など、調理業務の効率化・合理化を推進する。

また、園庭やプランターでの野菜づくりなど、本市が定めた食育指導計画に基づくきめ細かい育成プログラムを実施することで、児童に対し生涯を通じた食への関心と正しい食習慣を身につけさせることができる。また、地元産の農産物の利用により、地産地消の推進、地域の活性化に寄与することが可能となる。

6 構造改革特別区域計画の目標

- (1) 給食の外部搬入方式の実施により、公立幼保連携型認定こども園及び公立保育所運営の効率化と、多様化する保育ニーズに対応し保育サービスの拡充及び子育て支援施策の充実を図る。
- (2) 献立の評価検討を十分行うことにより、安全・安心で年齢や発達段階に応じたきめ細やかな給食を提供する。また、食物アレルギーを持つ児童に対しても、献立作成段階で、十分検討した上で除去食や代替食を用意するなど、柔軟に対応する。
- (3) 栄養士による専門的な調理指導のもと、安全で質の高い給食を確保する。
- (4) 食育指導計画に基づき、季節に応じた野菜づくりや、クッキング体験を実施するなど、乳幼児期から身近な食材に慣れ親しむことで、食への関心と正しい食習慣を身につけさせ、子どもが健やかに成長できるよう努める。それとともに、地産地消の推進により、地域の活性化を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- (1) 給食の外部搬入方式の実施により、施設の維持管理費や調理員の配置等による人件費など経費の節減が図られ、効率的な運営が図れる。
- (2) 衛生面や安全面において設備の整った大型調理施設での一元納入、一元調理により経費節減を図ることができ、その財源を保育サービスの向上や子育て支援策の充実に活用できる。
- (3) 食育指導計画に基づき、園庭やプランターでの季節に応じた野菜づくりや、クッキ

ング体験の取組などを進めることで、子どもが身近な食材を通じて食に関心を持つとともに、正しい食習慣や食事マナーを身に付け、食によって情緒の安定や感性を育むことができる。

(4) 地元の農産物のぶどうをおやつとして購入することにより、地域の農業振興に寄与できる。

8 特定事業の名称

9 2 0 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 0 0 1 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

区域内の公立幼保連携型認定こども園及び公立保育所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

令和3年4月1日

4 特定事業の内容

公立幼保連携型認定こども園及び公立保育所における給食について、給食調理を専門とする委託事業者から給食を搬入する。搬送は、衛生管理に配慮しながら委託事業者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 外部搬入の実施について

公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入の実施にあたっては、「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について（府子本第448号・27文科初第1183号・雇児発0118第3号平成28年1月18日付）を、また、公立保育所における給食の外部搬入の実施にあたっては、「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日付雇児発0601第4号）」における留意事項を遵守し、各施設が子どもへの食事の提供について責任をもつ。

なお、3歳未満児に対する給食の外部搬入を実施する区域内の公立幼保連携型認定こども園及び公立保育所の入園又は入所の資格を有する子どもは、満1歳6か月以上の子どもとする。

(2) 設備について

区域内の公立幼保連携型認定こども園及び公立保育所は、専用の調理室において、ガステーブル等の再加熱を行うための設備、冷蔵・冷凍等の保存のための設備、配膳に必要な用具などを有している。また、1名ないし2名の専任の調理員を配置しており、手作りおやつ調理や軽度の下痢、嘔吐等の体調不良児への対応などが可能である。

(調理室の状況)

	調理室 面積 (㎡)	加熱設備	保 存 設 備			そ の 他		
		ガス・アール (口)	冷凍・冷 蔵庫(台)	冷凍庫 (台)	保冷库 (台)	配膳車 (台)	食器洗 浄機(台)	食器燥・ 保管(台)
こくふこども園	35.00	4	1	1	1	0 配膳大盆有	1	2
たまたこども園	45.00	4	1	1	1	1	1	2
かたしもこども園	32.00	4	1	1	1	1	1	2
柏原西保育所	40.00	4	1	1	1	1	1	2

(3) 子どもの発達段階や特性、健康状態に応じた対応について

子どもの発達段階や特性、健康状態に応じた味付けや大きさ、固さ、量などを工夫し、可能な範囲で個別の対応を行う。特に食物アレルギーについては、入園・入所前、随時に保護者から聞き取りを行い、保護者や医師から得られた情報に基づき、除去食や代替食を提供する。さらに、委託事業者とともに定期的に子どもの喫食状況の観察を行い、気づき等の情報を共有しながら必要に応じて保護者と面談を行うなど、食事の内容、回数及び時機に適切に応じる。

(4) 衛生基準について

衛生基準は、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和 62 年 3 月 9 日社施第 38 号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成 5 年 2 月 15 日指第 14 号）」の第 4 の 2 の規定を順守する。

各施設に配置する調理員に対しては、定期的に健康診断、検便検査等を受診させ、また、衛生面や技術面の教育訓練等を実施する。

調理は、クックサーブ方式により実施し、調理室において提供前に再加熱し、盛り付けして配膳する。また、検食については、各施設で提供前に行い、結果を検食日誌に記録する。

【給食の配送計画】

(平日・土曜日)

A号車 (柏原西保育所、かたしもこども園)

8 : 30 出発 ナフス南(榎)支店

↓

9 : 15 到着 柏原西保育所 (給食開始 11 : 00)

9 : 20 出発

↓

9 : 40 到着 かたしもこども園 (給食開始 11 : 00)

B号車 (たまたこども園、こくぶこども園)

8 : 30 出発 ナフス南(株)堺支店

↓

9 : 15 到着 たまたこども園 (給食開始 11 : 00)

9 : 20 出発

↓

9 : 40 到着 こくぶこども園 (給食開始 11 : 00)

(5) 委託契約について

給食の外部搬入について、「保育所における調理業務の委託について」(平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号厚生省児童家庭局長通知)に従い、各施設での給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者と委託契約を締結する。

公立幼保連携型認定こども園及び公立保育所の施設長、保育士及び本市の栄養士並びに委託事業者の調理責任者、栄養士等で構成する給食委員会会議を毎月開催し、前月の献立の検証、次月の献立の作成等を行う。

献立については、本市の栄養士の指導を受けながら子どもの発育・発達過程に応じた必要栄養素量を確保するとともに、食材に地元で生産される農産物を多く取り入れ、地産地消を図りながら子どもが安全に安心して食べられる給食を目指す。

作成した献立は、事前に保護者に配布して周知し、献立に対する保護者の要望等の把握に努める。

なお、給食委員会会議での決定内容や食物アレルギーへの対応については、各施設で行う職員会議にて、調理員を含む全職員出席のもと、周知徹底を行う。

(6) 食育プログラムに基づき食事を提供することについて

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」に基づく食育の取組として、食育指導計画を策定するとともに、年齢ごとの食育計画により発育・発達段階に応じた食育を推進する。